

社団法人 大学英語教育学会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人大学英語教育学会(英語名:The Japan Association of College English Teachers 略称「JACET」と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都新宿区横寺町 55 番地に置く。

(組 織)

第 3 条 この法人の運営は本部が統括し、本会全体にかかわる事業を遂行する。
2. この法人は、理事会の議決を経て、支部を置くことができる。
3. 本部・支部の組織及び運営については、別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、大学をはじめとする高等教育機関における英語教育及び言語教育関連の、研究・実践結果の発表の場の提供、大学教員の表彰、教育現場の調査研究を通じて、我が国の大学英語教育の改善及び英語教育に係る研究の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 大学英語教育及び言語教育関連の研究理論の発表及びその実践結果の報告のための大会、セミナー等の開催
(2) 紀要、学会誌等の出版物の刊行
(3) 大学英語教育に係る国内外の研究者・学術団体・諸機関の実践活動に対する表彰及び協力
(4) 大学英語教育及び言語教育関連の理論及びその実践方法に関する調査・研究
(5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 一般会員 (2) 団体会員 (3) 賛助会員 (4) 名誉会員
2. 一般会員は、この法人の目的に賛同して入会する大学英語教員及びその他の個人とする。一般会員の種類については別に定める。
3. 団体会員は本会の目的に賛同して入会する大学、研究所、図書館、その他の研究・教育団体とする。
4. 賛助会員は、前項に該当しないもので、この法人の目的に賛同して事業を援助する企業とする。
5. 名誉会員はこの法人の活動に特別に寄与したと総会で承認された者とする。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第8条 この法人の会費は、総会の議決をもって別に定める。

2. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
3. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人である会員が解散したとき
- (4) 当該年度末において会費が未納であるとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。この場合、総会で議決する前に、総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき

第 4 章 役員、社員及び顧問

(役 員)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 22 名以内
 - (2) 監事 2 名
2. 理事の内には、会長を 1 名、副会長を 2 名、専務理事を 1 名、常務理事を 1 名、各支部 1 名の支部長を含む。

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、理事会が候補者を推薦し、総会で選任する。

2. 会長は理事会が候補者を複数推薦し、一般会員の投票により選出する。
3. 副会長は会長が委嘱する。
4. 専務理事、常務理事は理事の互選により定める。
5. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
6. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 14 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の決議に基づき本学会の業務を掌理する。
4. 常務理事は、会長、副会長、及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。
5. 支部長は、支部を代表して、支部の会務を総轄する。
6. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

(役員任期)

第 16 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 役員再任については、別に定める。
3. 役員定年を原則として 70 歳とする。任期途中で定年に達したときは、当該年度の終了まで、その任にあたる。
4. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 役員はその任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上、及び総会において社員現在数の 4 分の 3 以上の議決によりこれを解任することができる。

この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (2) 特別の事情のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(報酬)

第 18 条 役員及び社員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の議決を経て、報酬を支給することができる。

(社員)

- 第 19 条 一般会員から総会において民法上の社員（以下「社員」）を選出する。
2. この法人の社員は 120 名以上 140 名以下とする。
 3. 社員の選出は、別に定める規則による。
 4. 社員及び役員は、相互に兼ねることができない。
 5. 社員の欠員が生じたときは、別に定める規則に従い、速やかに欠員を補充する。

(社員の職務)

- 第 20 条 社員は会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(社員の任期)

- 第 21 条 社員の任期は 2 年とする。
2. 社員の再任については、別に定める。
 3. 欠員又は増員により選任された社員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(社員の解任)

- 第 22 条 社員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上、総会において社員現在数の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。
- この場合、理事会及び総会で議決する前にその社員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反、その他社員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
 - (2) 特別の事情のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(名誉会長、特別顧問、顧問)

- 第 23 条 本会には名誉会長、特別顧問及び顧問を置くことができる。
2. 名誉会長、特別顧問及び顧問の選出方法については別に定める。

(事務局及び職員)

- 第 24 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
2. 職員は会長が任免する。
 3. 職員は有給とする。

(幹事、本部運営委員)

第 25 条 本学会の事業の円滑な運営を行うために、会員の中から幹事(正副代表幹事をはじめとする本部幹事、支部幹事)及び本部運営委員をおくことができる。

2. 本部運営委員は本部運営委員会を構成する。
3. 幹事、運営委員の職務については別に定める。本部運営委員会の任務についても別に定める。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 26 条 理事会は毎年 2 回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第 28 条 総会は、社員をもって構成する。

2. 会員は総会に陪席することができる。

(総会の招集)

第 29 条 通常総会は、毎年 3 月及び 6 月に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
3. 前項のほか、社員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第 30 条 総会の議長は、会議のつど、出席社員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 31 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数)

第 32 条 総会は、社員過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、社員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 33 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第 34 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

(運営会議)

第 35 条 本学会の事業の円滑な運営を行うために、正副会長、専務理事、常務理事、本部運営委員会担当理事、正副代表幹事、本部幹事等で構成される本部運営会議を必要に応じて開催する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第37条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第39条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第40条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2. 前項の規定に関わらず、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第 42 条 この法人の収支決算は会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第 43 条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

第 44 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び社員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 45 条 第 39 条ただし書(基本財産)及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第48条 この法人の解散は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第50条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
 - (2) 会員の名簿
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3. 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この定款は、文部科学大臣の設立許可があった日(平成20年8月15日。以下「許可日」という。)から施行する。
2. 第41条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
3. 第46条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は平成20年8月15日から平成21年3月31日までとする。
4. 第13条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。

理 事(会 長)	森住 衛	(桜美林大学大学院教授)
理 事(副 会 長)	神保 尚武	(早稲田大学教授)
理 事(副 会 長)	岡田 伸夫	(大阪大学大学院教授)
理 事(専務理事)	田中 慎也	(元文教大学学長補佐)
理 事(常務理事)	寺内 一	(高千穂大学教授)
理 事	赤尾 文夫	(株旺文社代表取締役社長)
理 事	石田 雅近	(清泉女子大学教授)
理 事	木村 友保	(名古屋外国語大学教授)
理 事	木村 博是	(近畿大学教授)
理 事	木村 松雄	(青山学院大学教授)
理 事	小嶋 英夫	(弘前大学准教授)
理 事	塩澤 正	(中部大学教授)
理 事	芝垣 茂	(東海大学教授)
理 事	中野美知子	(早稲田大学教授)
理 事	西田 正	(広島大学大学院教授)
理 事	西堀 ゆり	(北海道大学大学院教授)
理 事	原田 園子	(神戸女学院大学教授)
理 事	見上 晃	(拓殖大学教授)
理 事	南出 康世	(大阪女子大学名誉教授)
理 事	光田 明正	(桜美林大学孔子学院 学院長)
理 事	山内ひさ子	(長崎県立大学教授)
理 事	山岸 信義	(青山学院大学非常勤講師)
監 事	椿 忠男	(椿忠男税理士事務所所長)
監 事	矢田 裕士	(東京家政大学教授)

5. 従来大学英語教育学会に属した権利義務の一切は、この法人が承継する。